

# 再エネ特措法における事前お知らせ

旧事業者：山内 健司

新事業者：浦口 功二

株式会社 SNT

TEL:052-211-9210

愛知県名古屋市中区栄 2-11-30

セントラルビル 2F

## 1.再エネ発電事業計画の概要

認定申請を行おうとする事業者：浦口 功二

電源種：低圧電源

設置形態：野立て

出力：49.50W

実施場所：愛知県愛西市町方町北前 111 番地

災害時の活用可能性：

パワーコンディショナーの自立運転機能はありません及び給電用コンセントはありません。

2.関係法令について、手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制

(i) 再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

実施場所は、認定申請要件許認可のエリアではないため、該当しません。

(ii) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

本事業は、許認可・届出エリアでないため該当しません。

(iii) 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

本事業は、許認可・届出エリアでないため該当しません。

## 3.土地権原取得状況

(i) 再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無

取得有

(ii) 説明会開催時点で取得できていない場合は、その取得状況

#### 4.再エネ発電事業の設置工事の概要

着工予定時期：譲渡により既設済み。

運転開始予定の時期：既設のため運転済み。2017年5月23日

#### 5.関係者情報

・事業者：浦口 功二

・予定している保守点検責任者

株式会社 SNT

愛知県名古屋市中区栄 2-11-30 セントラルビル 2F

TEL052-211-9210

### 【事業の影響と予防措置】

#### 1.安全面の影響及び予防措置

- ・ 斜面への設置 →斜面への設置はありません。
- ・ 防災施設の先行設置 →既設のため、設置はありません。
- ・ 盛土・切土 →本事業では盛土・切土を行ないません。
- ・ 設備設計→基礎及び上部構造で想定された地震・台風時の風圧荷重に対して十分な耐力を有し、かつ有害な沈下・傾斜などを起こさない設備設計としている。
- ・ 地盤強度 →傾斜、盛土、切土の予定はなし。事業への影響はない。
- ・ 施工後の管理の継続性 →保守点検及び維持管理を保守点検責任者に任せ、定期的な設置場所の現地確認を行い、設置場所や周辺的安全確認をおこなう。その旨を記録として保管しておく。
- ・ 排水対策 →雨水等の排水対策設置エリアに該当しません。
- ・ 事業終了後の措置  
→再エネ発電事業終了後は、設備（工作物）をすべて撤去し、土地を更地（現状回復）にします。
- ・ 法面保護・斜面崩落防止策→本事業はエリアに該当しません。

#### 2.景観面の影響及び予防措置

【景観に影響を与える客観的要素】

- ・ 再エネ発電設備の高さ →エリア該当しません。
- ・ 敷地境界から設備までの距離→エリアに該当しません。
- ・ 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否 →エリアに該当しません。

### 【予防措置】

・当該条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されている場合

：当該予防措置 → エリアに該当しません。

・当該条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されていない場合

：事業ごとの適切な予防措置→周辺の主要な眺望点や住居・道路等からの眺望への配慮として（植栽、緩衝帯の設置）しています。

### 3.自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

(i)騒音・振動 【全電源共通】

既設のため、該当しません。

(ii)水の汚れ／濁り 【全電源共通】

一般排水溝の設備有。水の汚れ濁りの影響は無し。

(iii)反射光 【太陽光発電事業】

反射光の影響が大きい施設等が存在しない。住宅は居住しているが、反射光等の影響は無し。

(iv)雑草の繁茂 【太陽光発電事業】

除草措置として、除草剤を適度にまき周辺地域の住民の皆様の迷惑とならないように予防措置を講じます。

(v)風車の影による日照阻害【風力発電事業】

本事業では該当しません。

(vi)温泉への影響 【地熱発電事業】

本事業では該当しません。

(vii)蒸気の噴出 【地熱発電事業】

本事業では該当しません。

(viii)流量等への影響 【中小水力発電事業】

本事業では該当しません。

(ix)燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通/ばい煙・粉じん/臭気等）【バイオマス発電事業】

本事業では該当しません。

(x)大気環境（大気質）及び水環境への影響（環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業及び第二種事業を含む。（xi）において同じ。）のみ）

本事業では該当しません。

(xi)生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）（環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象であって、動植物・生態系への影響が生じ得

るものとして、法律や条例で定められたエリアのみ)

本事業では該当しません。

#### 4.再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

- ・ 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額

総額約 250 万程度

- ・ 廃棄費用の算定方法

パネルや架台の撤去費「約 1.3 万円/kw」

基礎やスクリー杭の処分に「約 1.5 万円/kw」

原状回復費用：約 50 万程度

- ・ 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期

積立開始：調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日

積立終了：調達期間終了日

- ・ 廃棄費用の毎月の積立単価

解体等積立基準額 おおよそ 0.60 円/kWh

- ・ (太陽光発電事業の場合) 太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの 4 物質の含有情報

メーカー名：株式会社サニックス、製造期間 2013 年 7 月、

鉛有り・カドミウム無し・ヒ素無し・セレン無し

- ・ 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートがら、その他廃材等)及び残土の種類(掘削残土・浚渫残土等)ごとの排出見込量

排出見込量→汚泥、コンクリートがら、他廃材 35 トン排出見込量

残土の種類(掘削残土・浚渫残土等) 15 トンの排出見込量

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の関係法令への遵守体制等

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

- ・ 土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容

本事業は、許認可のエリアに該当しません。

周辺地域の住民の皆様へ

「質問募集フォーム」

募集期間：令和6年4月1日～令和6年4月15日

新事業者：浦口 功二

メールアドレス：lmzrko-ji1993@docomo.ne.jp

ご質問等ありましたら、上記メールアドレスへお問い合わせをお願い致します。

再エネ特措法における事前お知らせ資料等は、下記協力会社（株式会社 SNT の HP 上でご確認いただけます）

協力会社

株式会社 SNT

HP→ <http://startnewthings.co.jp>